令和６年９月１０日

資料２－６

琵琶湖の保全及び再生に関する施策の実施状況

- 文部科学省における環境教育の取組
- 環境教育等の推進に関する基本的な方針の概要について

文部科学省

文部科学省における環境教育の取組

主な施策

＜教育内容の改善・充実＞
- ◆ 学習指導要領における環境に関わる内容の充実

＜環境教育に関する優れた実践の促進及び普及等＞
- ◆ 環境教育の実践普及
- ◆ 健全育成のための体験活動の推進
- ◆ 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

＜青少年の体験活動の推進＞
- ◆ 体験活動推進プロジェクト等の充実
- ◆ 国立青少年教育施設における体験活動の機会と場の提供及び指導者の養成・研修　等

＜持続可能な開発のための教育（ESD)の推進＞
- ◆ ユネスコ未来共創プラットフォーム事業
- ◆ SDGs達成の担い手育成（ESD）推進事業

〔学校教育における取組〕

学習指導要領における環境教育の充実

【学習指導要領の各教科において規定されている指導内容（例）】

＜理科＞
- ・身の回りの生物（小学校第３学年）
- ・人は、環境と関わり、工夫して生活していること（小学校第6学年）
- ・エネルギー資源の有効な利用（中学校第１分野）
- ・自然環境の調査と環境保全、気候変動、外来生物（中学校第2分野）
- ・生物の多様性と生態系（高等学校・生物基礎）　など
- ・理科全体の内容の取扱いにおいて、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図る旨などを規定。

＜社会＞
- ・人々の健康や生活環境を支える事業（小学校第４学年）
- ・公害の防止など環境の保全（中学校公民的分野）　など

【総則における体験活動に関する内容の充実】

生命の有限性や自然の大切さなどを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、地域社会等と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することを明記。

〔社会教育における取組〕

青少年の体験活動の推進

子供たちのリアルな体験が不足しているため、自然体験をはじめとした青少年の体験活動の機会充実を図るため、体験活動の普及や推進体制構築事業等を実施。

また、（独）国立青少年教育振興機構では、青少年の課題や国の政策課題に対応しつつ、立地条件及び地域特性やニーズに対応した、青少年の体験活動事業等を実施。

取組事例

◆学校の取組：滋賀県立守山中学校・高等学校（ユネスコスクール）

学習名：水環境保全に関する学習

琵琶湖の環境保全実践地域を訪問し、水環境保全の具体的な取り組みについて学んでいる。「世界湖沼会議」にてハンガリーの高校生たちとオンラインで交流し、滋賀県の琵琶湖、そしてハンガリーのバラトン湖の実態を紹介しあうことで、環境保全についての議論を深めた。さらに、「世界湖沼会議」の体験を踏まえ、「ゴミの分別の在り方」について地元市長に提言を行った。

◆子どもゆめ基金の助成活動事例： NPO法人明日の教室

学習名：親子で琵琶湖　琵琶湖の自然を守る

子どもゆめ基金助成事業では、特定非営利活動法人明日の教室が行う小中学生を対象に琵琶湖の「湖畔清掃」に取り組む活動を支援した。

当該活動では、まずは、講義と実体験を通して「湖畔清掃」について学び、その後、カヌーに乗って琵琶湖の観察と清掃活動を行い、最後に清掃活動で拾ったものを使って、アート作品作りに取り組んだ。「湖畔清掃」について学んだり、湖面に浮かぶビニール袋等を集めたりして、「自然を守ろう」という意識を高める機会となった。

環境教育等の推進に関する基本的な方針の概要について

- 環境教育等促進法第７条に基づき定める政府の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針。
- 平成30年６月に変更（閣議決定）され、変更後の基本方針では、改定後５年を目途に、基本方針の改定等必要な措置を講じるとされている。
- 令和５年６月から有識者による環境教育等推進専門家会議（全６回）において変更案を議論し、パブリックコメント等を経て、令和６年５月14日閣議決定。

環境教育等を取り巻く現状

- 今夏の異常高温等の**気候変動の危機**を踏まえ、我が国は**2050年カーボンニュートラルの実現**をはじめとした**持続可能な社会への変革が急務**
- **新型コロナウイルス感染症拡大**の影響、小中学校での「GIGAスクール構想」により、ICTの利活用の進展による**国内外等の学びの可能性の拡大**
- SDGsの普及も背景とした、「誰一人取り残さない」**公正な社会の実現**を目指すことの世界的な認識の高まり
- **社会変革における若者の参画**、環境教育等に取り組む人材の確保・育成、**教職員等の負担軽減**、環境教育の機会均等の必要性

持続可能な社会への変革に向けた①環境保全活動、②環境教育、③協働取組の方向性

①環境保全活動

気候変動の危機に対応するため、全ての大人や子ども、家庭、民間団体、事業者、行政等の**あらゆる主体による自発的な取組**によって、

個人の変容 ➡ **組織や社会経済システムの変革** に連動

②環境教育

ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上と、具体的な変革に向けた行動促進の視点から、

体験活動

＋ **多様な主体同士の対話と協働**、**ICTの活用を通じた学び**

を様々な機会で推進することが重要

③協働取組

地域の実情や課題等に応じた**中間支援機能**を軸とする協働ガバナンスに基づき、多様な主体が対等な立場で参画する対話と信頼関係構築、共通理解といった**協働のプロセス**を、様々な地域において実践し、**持続可能な社会への変革**につなげていくことが重要

公正で持続可能な社会への変革と一人ひとりの変容を実現し、
地域循環共生圏の創造と、人々の**ウェルビーイングにつなげていく**ことが重要

環境教育、協働取組の主な推進策

1．学校等における環境教育

■ **ユネスコスクールの普及やエコスクール・プラスの推進**を通じたホールスクールアプローチによる**学校における環境教育の一層の推進**
―ユネスコスクールにおけるESD推進拠点としての活動成果の発信等の割合（令和４年度：80.4%）を向上させるように努める―

■ **学校での修学旅行等**について、**地域の自然や文化を体験する貴重な学びの機会**になることから、**その地域でしか実施できない体験活動の実践**が**重要**

2．中間支援機能を活用した環境教育・協働取組

■ **ESD活動支援センター**、GEOC、EPO※を中心とした**中間支援機能**を**活用**した、**環境教育・協働取組の充実、人材の育成**

- 学校内外での対話と協働による学びの推進に向け、学校の教職員の負担軽減と教育の質向上の両立を図るため、**ESD活動支援センターにおける相談窓口の周知を図って**、**その相談対応件数を令和10年度に令和４年度（438件）比で倍増を目指すことにより、ESD活動支援センターの認知度を向上させ、学校と地域等をつなぐ中間支援機能をより一層充実させる**
- 持続可能な地域づくりにつながる協働のプロセスを通じた**協働取組の実践支援**、**中間支援機能を担う人や組織の発掘・育成等**を通じた協働取組の普及・拡大

※GEOC：地球環境パートナーシッププラザ、EPO：地方環境パートナーシップオフィス

3．幅広い場での環境教育や質の高い環境教育の充実・推進

■ 環境教育等促進法に基づく**「体験の機会の場」の積極的活用**
■ **国立公園や農山漁村地域等での体験活動の推進**
・国立公園等での自然体験活動　・都市公園等の整備や青少年教育施設への支援　・ロングトレイルの活用
・子ども農山漁村交流プロジェクト　・「子どもの水辺」再発見プロジェクト　・「緑の少年団」活動の支援
・「遊々の森」の設定　・水田や水路等の活用　・学校・園庭ビオトープづくり　等
■ **「自然共生サイト」等との連携**
■ **ユネスコエコパーク等及びラムサール条約湿地での取組**
■ **グリーンインフラの取組による学びの推進**
■ **「みどりの食料システム戦略」**に基づく環境負荷低減の努力の**「見える化」等の取組の推進等**

4．若者の社会変革への参加の促進

■ **若者**に対する、**対話や協働、ネットワークや学びの機会創出**等を通じ、**社会変革への参画の促進**につなげる